

県南社教TIMES

～夢と希望をはぐくむ県南の教育～

令和2年8月20日発行 第21号 福島県教育庁県南教育事務所

校内ビブリオバトル（小野田小）

白河市立小野田小学校で1学期の校内ビブリオバトル大会が行われました。小野田小学校では、学期ごとに全校生でビブリオバトルを行っています。

このビブリオバトル大会にも**新型コロナウイルス感染症の影響が・・・**

昨年度までは、一次予選会でグループチャンプ本を決定し、二次予選会でクラスチャンプ本、本戦で全校チャンプ本を決めていました。しかし、今年度は、全校生による本戦は、密を避けるということで、**上学年と下学年に分かれ、動画を視聴しての実施**となりました。



図書委員会による打合せ



2年生代表の動画撮影



4年生代表の動画撮影



5年生代表の動画撮影



上学年の決勝（動画視聴）



下学年の決勝（動画視聴）



開票作業



チャンプ本の表彰

【ビブリオで身に付けさせたい力】

- 自分の思いや考えを工夫して伝えようとする力（プレゼン力）
- 話し手の意図を考えながら聞く力
- コミュニケーション力

【ビブリオの効果】

- 国語科だけでなく、**教科全体の言語活動の充実**につながるのと同時に、言語能力の育成につながる。
- 自分の思いや考えを自信をもって伝え、またそれを興味深く聞いてくれる友だちがいると思うことで、**学級の基盤づくり**にもつながる。

学校司書との連携

1 学校図書館利用

- **週3日、学校司書が常駐**し、授業中の本の案内や休み時間の貸し出しを円滑に行う。
- 授業との関連や発達段階にあった選書で**定期的に学級文庫を入れ替える**。
- 1学期始め、学級活動「図書館の利用の仕方」で図書室の使い方や本の借り方、返し方の指導を行う。（低学年）

2 学習に関する学校図書館活用

- 学年から要望があった本を学校図書館・東図書館・市立図書館から選書し、授業で活用できるようにする。
- **学校図書館活用年間指導計画**を作成し、学校司書との連携を図る。また、**年間学習指導計画**の中にも、学校司書と**連携する単元を位置づける**。
- ビブリオバトル前に、**図書館教育担当教諭**が各学年の担任にビブリオバトルについて**指導してほしいこと**をとりまとめ、**学校司書が学年に応じたビブリオについての指導を行う**。また、全校児童の前で、学校司書が本の紹介を行う。
- ④ **図書館活用連絡票**を使い、担任と学校司書との連絡調整を行う。

“ひがししらかわ”輝くふる郷体験事業

過疎・中山間地域連携事業の一環として、東白川郡内全小学校で実施しています。地域の人材を活用した体験活動を通して、地域の良さを再発見して、次代を担う人材を育成します。今回は、棚倉小学校と高野小学校を訪問しました。

棚倉小学校 (7/15)

高野小学校 (7/7)



絵画教室



絵画教室



和菓子づくり



和菓子づくり

公民館訪問

公民館事業及び生涯学習事業の実施状況と運営上の諸問題等について情報を共有するとともに、今後の公民館運営の充実を図ることを目的として、公民館訪問を実施しています。

県南地区では、年1回、各市町村の公民館を訪問し、協議、指導助言等を行っています。



矢吹町 5月21日 (木)



西郷村 5月27日 (水)



泉崎村 5月28日 (木)



矢吹町 6月23日 (火)

<共通する公民館の抱える課題>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上での公民館事業の運営
- ・公民館事業の固定化、高年齢化
- ・若い世代の参画に向けた事業内容の改善 等

これらの課題に対し、参加者の皆様と意見交流しながら、各公民館の実情に合わせた解決策について協議しています。

地域学校協働活動の推進に向けて

地域連携担当教職員等研修会

地域学校協働活動推進員委嘱状交付式

先日、「地域連携担当教職員等研修会」の案内を各教育委員会、各学校等に送付しました。

今年度は、2回に分けて実施します。

第1回目は、福島県教育庁社会教育課が作成した**動画視聴による研修**となります。

「地域と学校の連携・協働における地域連携担当教職員の役割」というタイトルで「ふくしまの未来をつくる 地域と学校の連携・協働のてびき」の内容を要点を絞って解説しています。地域連携担当教職員の方はもちろんですが、多くの教職員の方々に視聴していただき、「地域学校協働活動」についての理解を深めていただきたいと思います。

第2回目の研修会については、**Google Meet を使ってオンラインで研修**を行いたいと考えております。



7月28日(火)、棚倉町において「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱状交付式が行われました。

学校の窓口が「地域連携担当教職員」だとすると、「地域学校協働活動推進員」は、地域コーディネーターとも言われ、行政側の窓口となる方です。



平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を推進する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関して、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。